

騒音特定施設一覧 騒音規制法施行令 別表第1より

項	施設名	規模
1	金属加工機	
	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上
	ロ 製管機械	
	ハ ベンディングマシン(ロール式に限る)	原動機の定格出力が3.75kW以上
	ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く)	
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が30重量t以上
	ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上
	ト 鍛造機	
	チ ワイヤフォーミングマシン	
	リ プラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
	ヌ タンブラー	
	ル 切断機(といしを用いるものに限る)	
2	空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く)及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上 (※)
3	土石用または、鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上
4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5	建設用資材製造機	
	イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る)	
	ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る)	
6	穀物用製粉機(ロール式に限る)	原動機の定格出力が7.5kW以上
7	木材加工機	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上
	ハ 碎木機	
	ニ 帯のご盤	製材用は原動機の定格出力が15kW以上 木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上
	ホ 丸のご盤	同上
	ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上
8	抄紙機	
9	印刷機器(原動機を用いるものに限る)	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機(ジョルト式に限る)	

※冷凍機の圧縮機を除く。エアコン室外機の圧縮機については日本標準商品分類上、冷凍機に分類されるため届出対象外。(ただし、冷凍機及びエアコン室外機の送風機については原動機の定格出力が7.5キロワット以上の場合、騒音規制法による特定施設の届出が必要。)